

資料5-2	H21.3.27
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成21年4月以降の地域生活支援給付 の請求事務等の運用について

平成21年3月27日
千葉県障害者自立支援課

1 統合上限額管理加算の請求について

(1) 現在の取扱い

国保連への電子請求の対象外

障害福祉サービスの上限額管理加算の取扱いにならない
10割の給付費であり、国保連のシステムで取り扱えません
ので、当該加算分のみ別途書面による請求となっています。



(2) 平成21年4月以降の取扱い

原則として、国保連への電子請求とします。

障害福祉サービスにおいて、本市の地域生活支援給付
と同じく管理結果に関わらず加算を付すこととなるとともに、
原則9割の給付費と整理→ 本市においても障害福祉
サービスの取扱いにならない原則9割の給付費と整理

(3) 事務処理について

ア 明細書への記載方法

統合上限額管理加算分の費用の額についても、同じサービス種類の他のサービスコードと同様に当該サービスの総費用額に計上して給付費額等を計算していただくこととなる予定です。(詳しくは、国の請求事務処理に係る取扱いが示され次第お知らせします。)

また、本加算分の請求に用いる明細書は、本加算の給付率が9割となったことにより基本報酬の請求に用いる明細書(様式第13号)とし、現在用いている明細書(様式第13号の2)につきましては、一部様式を変更し、給付率10割の給付費(訪問入浴(中止))に用いる明細書とする予定です。

イ 請求方法の例外について

以下の事業者の方につきましては、引き続き書面による請求を可能とします。

(ア) 地域生活支援給付において、みなし登録地域生活支援給付サービス事業者のみの登録を受けられている事業者の方

(イ) 本体の給付費について、書面による請求を認められた事業者の方

2 地域生活支援給付費の代理受領に係る委任状の取扱いについて

標記につきまして、法定代理受領である障害福祉サービスと異なり、給付費請求開始の都度個別に委任状を依頼していたところですが、受給者の方からサービス利用申請を受け付ける際、包括的に委任をいただくことにより、⁴

個別の委任状の提出を原則として不要といたします。

なお、包括的な委任状をいただかなかった受給者の方につきましては、受給者証の(二)欄の備考欄に「要委任状」と記載いたします。

○ 適用開始日

平成21年5月1日付の支給決定から

3 地域生活支援給付の統合上限額管理のスケジュールの取扱いについて

標記につきましては、障害福祉サービスの上限額管理のスケジュールに準じ、以下のとおりとしています。

○ 利用者負担額一覧表の提出期限

サービス提供の翌月3日

○ 利用者負担上限額管理結果票の提出期限

サービス提供の翌月6日

このうち、上限額管理結果票につきましては、障害福祉サービスの併給者の方については障害福祉サービスの上限額管理が終了しないと統合上限額管理事務を行えないため、6日同日の期限設定が大変厳しいとの声があるところです。



このため、上限額管理結果票の提出期限につきまして、以下のとおりとします。

――
| 原則としてサービス提供の翌月6日まで(ただし、上限
| 額管理事業所と関係事業所間の協議によりサービス
| 提供の翌月8日までとすることも可)
――

なお、国保連への請求期日は10日必着となっていることから、提出期限の設定には、各事業所の営業日の確認等を含め、事業所間の綿密な連携をお願いするとともに、提出期限の厳守をお願いいたします。